

原子力規制委員会が原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会の委員の任命を行うに当たっての透明性・中立性を確保するための要件等について（原規技発第1402051号）の一部を以下のように改正する。

平成26年4月16日

原子力規制委員会

原子力規制委員会が原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会の委員の任命を行うに当たっての透明性・中立性を確保するための要件等の一部改正について

原子力規制委員会が原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会の委員の任命を行うに当たっての透明性・中立性を確保するための要件等についての一部を以下の新旧対照表のとおり改める。

附 則

この規程は、平成26年4月16日から施行する。

旧	新
<p>3. 原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会の委員の要件</p> <p>原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会の審査委員、臨時委員及び専門委員は、原子炉又は核燃料物質の安全性に関して専門的知識及び経験並びに高い見識を有する者とし、その候補者の選定に当たっては、以下を欠格要件とする。ただし、特別な事項を調査審議等させるに当たって必要となる特定の専門分野の学識経験を有する者が限られる場合など、審査委員の候補者の選定に当たって相当の事由があると原子力規制委員会が認めるもの、又は、臨時委員及び専門</p>	<p>3. 原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会の委員の要件</p> <p>原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会の審査委員、臨時委員及び専門委員は、原子炉又は核燃料物質の安全性に関して専門的知識及び経験並びに高い見識を有する者とし、その候補者の選定に当たっては、以下を欠格要件とする。ただし、特別な事項を調査審議等させるに当たって必要となる特定の専門分野の学識経験を有する者が限られる場合など、審査委員の候補者の選定に当たって相当の事由があると原子力規制委員会が認めるもの、又は、臨時委員及び専門</p>

委員の候補者の選定に当たって相当の事由があると原子力規制委員会委員長が認めるものについては、この限りではない。

なお、その場合については、その事由を公表する。

- ① 原災法対象事業者等の役員又は従業者[※]である者
- ② 任命前直近3年間に、原災法対象事業者等の役員又は従業者[※]であった者

※「役員又は従業者」には、研究等を主たる業務とし、当該原子力事業の運営又は管理に直接関与しない者は含まない。

委員の候補者の選定に当たって相当の事由があると原子力規制委員会委員長が認めるものについては、この限りではない。

なお、その場合については、その事由を公表する。

- ① 原災法対象事業者等の役員又は従業者[※]である者
- ② 任命前直近3年間に、原災法対象事業者等の役員又は従業者[※]であった者

※「役員又は従業者」には、原子力災害対策特別措置法第2条第3号ロ及びトに掲げる者の役員若しくは従業員又は研究等を主たる業務とし当該原子力事業の運営若しくは管理に直接関与しない者は含まない。